

令和4年度 相談支援従事者指導者養成研修

# 罪を犯した障害者の支援と地域生活定着支援センターとの 連携について

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園  
総務企画局研究部  
岡田裕樹

# 1 . 罪を犯した障害者（特に知的障害者）の実態

---

- **知的障害とされる「知能指数69以下」の新規受刑者は全体の約2割**  
（平成18（2006）年新受刑者のうち、IQ69以下の者が22.9%） 65歳以上の「高齢者」の犯罪も増加傾向にある。
- **知的障害者の最も多い罪名は「窃盗」で、続いて「詐欺」（無銭飲食、無賃乗車等も含まれる）**  
（平成18（2006）年の特別調査対象の知的障害者の罪名は、窃盗が43.4%、詐欺が6.8%、放火が6.3%）
- **知的障害者の犯罪動機は「困窮・生活苦」が多い**
- **知的障害者は満期出所が多い**  
（平成18（2006）年の全体の仮出所率52.6%に対して、特別調査対象の知的障害者の仮出所率は20.0%。  
また、満期出所者の約4割が帰住先「未定・不詳」。）
- **知的障害者は再犯率が高い**  
（平成18（2006）年の特別調査対象の知的障害者では、69.2%が前回の退所から1年未満に再犯に至っている）

【文献】

一般社団法人全国地域生活定着支援センター協議会「地域生活定着支援センターガイドブック 令和2年度版」より引用

## 2 . 地域生活定着支援センターの概要

### 地域生活定着支援センターとは

- 保護観察所と協働して、矯正施設等に入所している高齢者や障害者で、出所しても自立した生活を送ることが困難な人に対し、矯正施設を出所後、すぐに自立した生活ができるよう、福祉サービス等へ繋ぐ支援を行ない、地域で生活できるよう支援を行なう。
- 令和3（2021）年度からは、刑事司法手続の入口段階にある被疑者・被告人等で高齢又は障害により自立した生活が困難な人に対する支援も開始された。
- 平成21（2009）年7月より設置開始。全国の都道府県に1カ所ずつ設置され、現在48カ所（北海道は2カ所設置）。

#### 地域生活定着支援センターの主な業務

##### （1） コーディネート業務

矯正施設を退所する予定の人の帰住地調整支援を行う。

##### （2） フォローアップ業務

矯正施設を退所した人を受け入れた施設等への助言等を行う。

##### （3） 被疑者等支援業務（ 令和3年度より開始 ）

被疑者、被告人の福祉サービス等の利用調整や釈放後の継続的な援助等を行う。

##### （4） 相談支援業務

犯罪をした人・非行のある人等への福祉サービス等についての相談支援を行う。

【文献】

厚労省HP「高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者等の地域生活定着支援（地域生活定着促進事業）」  
岡山県社会福祉協議会HP「地域福祉について 地域生活定着支援センター」

### 3. これまでの研究（国立のぞみの園）

国立のぞみの園では、平成20（2008）年度より矯正施設退所者支援とともに調査研究を継続して行っている。

これまでの研究（国立のぞみの園研究紀要より。平成27（2015）年度以降）

【令和2（2020）年度】

- 矯正施設を退所した女性の知的障害等の地域生活の支援に関する調査研究

【令和元（2019）年度】

- 当事者が矯正施設入所中から行う地域生活定着支援センターの支援の実態調査

【平成30（2018）年度】

- 矯正施設を退所し自宅等で地域生活をしている知的障害者等の生活実態調査 - 全国地域生活定着支援センターに対するアンケート調査から -

【平成29（2017）年度】

- 矯正施設を退所した知的障害者等の住まいの変遷に関する研究 - 全国地域定着支援センターに対する実態調査から -

【平成28（2016）年度】

- 知的障害者のある犯罪行為者の生活の変遷に関する研究 - 矯正施設及び勾留先退所から現在までの福祉との繋がりに着目した当事者ヒアリング調査 -

- 障害のある犯罪行為者の受入れ経験のある事業所における支援に関する

【平成27（2015）年度】

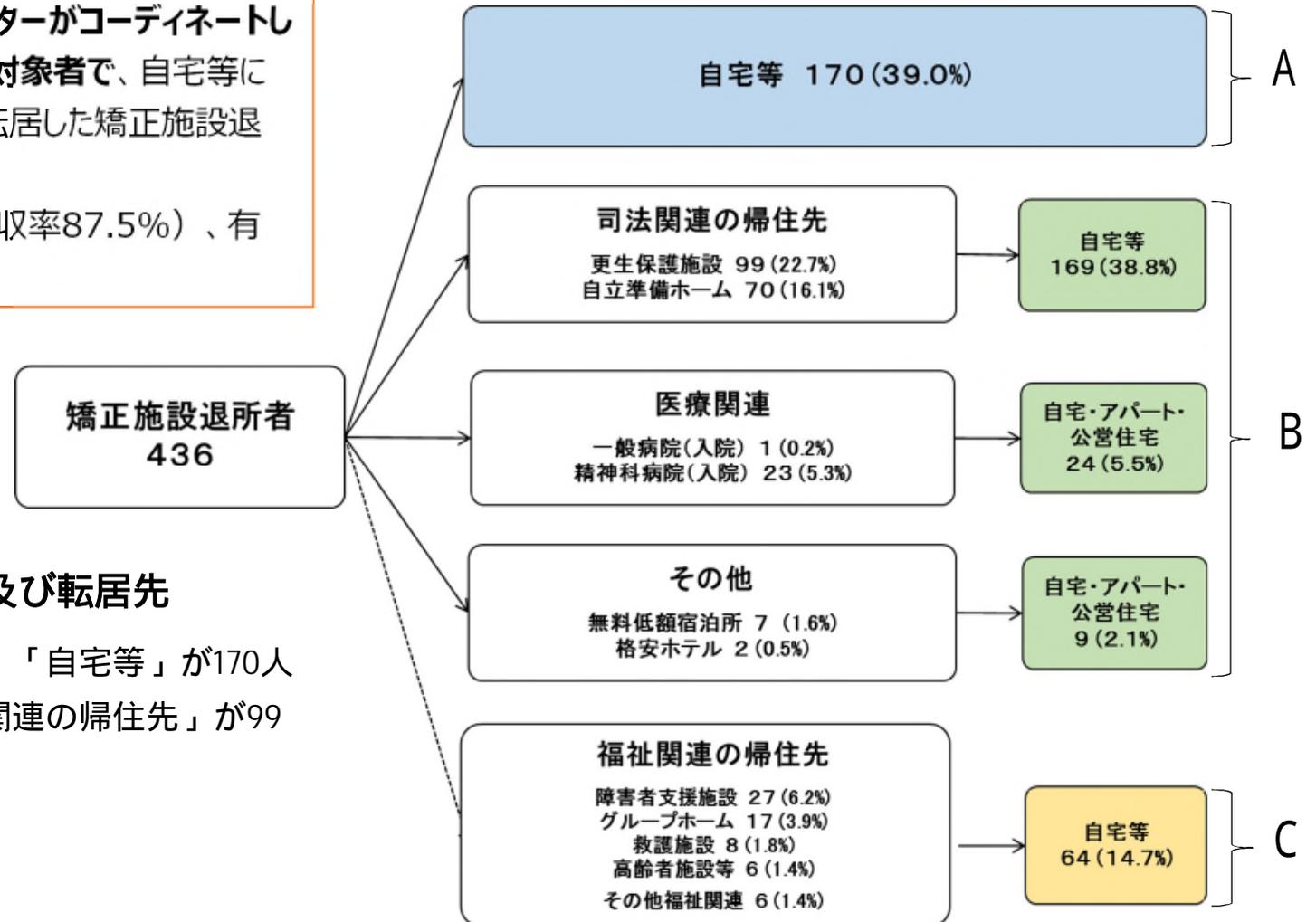
- 障害福祉サービスによる矯正施設退所者の受入れ・支援に関する研究 - 全国の障害者支援施設及び5自治体の障害福祉サービス事業の全数調査より -

- 障害福祉サービスによる矯正施設退所者の受入れ・支援に関する研究 - 聞き取り調査の結果より -

# 4 . 知的障害等のある矯正施設退所者の状況（平成29年度研究結果より）

## 【地域生活定着支援センターがコーディネートした知的障害等のある特別調整対象者の状況】

- 調査票送付先：地域生活定着支援センター48ヵ所
- 調査対象者：平成29（2017）年7月31日現在までに、地域生活定着支援センターがコーディネートした知的障害等のある特別調整対象者で、自宅等に帰住及び帰住先から自宅等へ転居した矯正施設退所者
- 結果：42センターより回答（回収率87.5%）、有効回答数436人



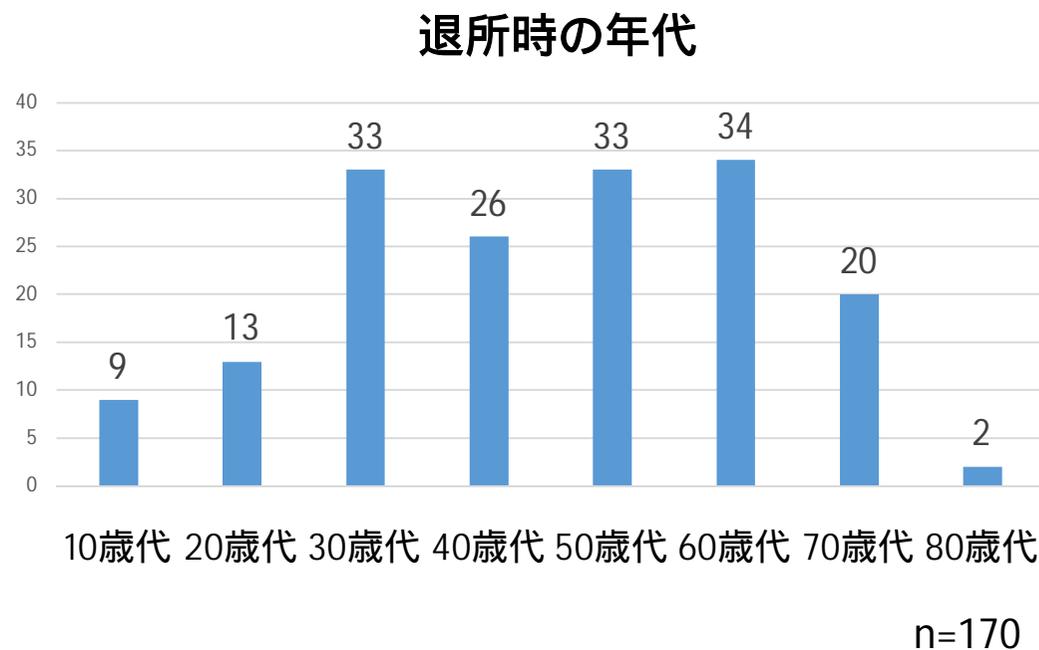
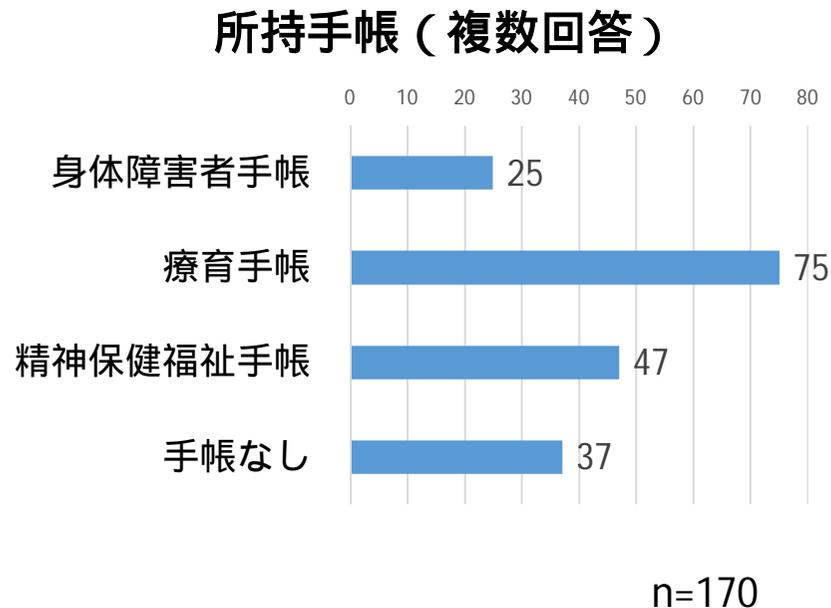
### 矯正施設退所後の帰住先及び転居先

- 矯正施設退所後の帰住先は、「自宅等」が170人で最も多く、次いで「司法関連の帰住先」が99人であった。（図1）

図1：矯正施設退所後に、直接自宅等へ帰住した退所者及び、自宅等以外の帰住先から自宅等へ転居した退所者数（人）

（平成29年7月31日までに帰住した矯正施設退所者）

## 【矯正施設退所後に直接自宅等へ帰住した退所者の状況】



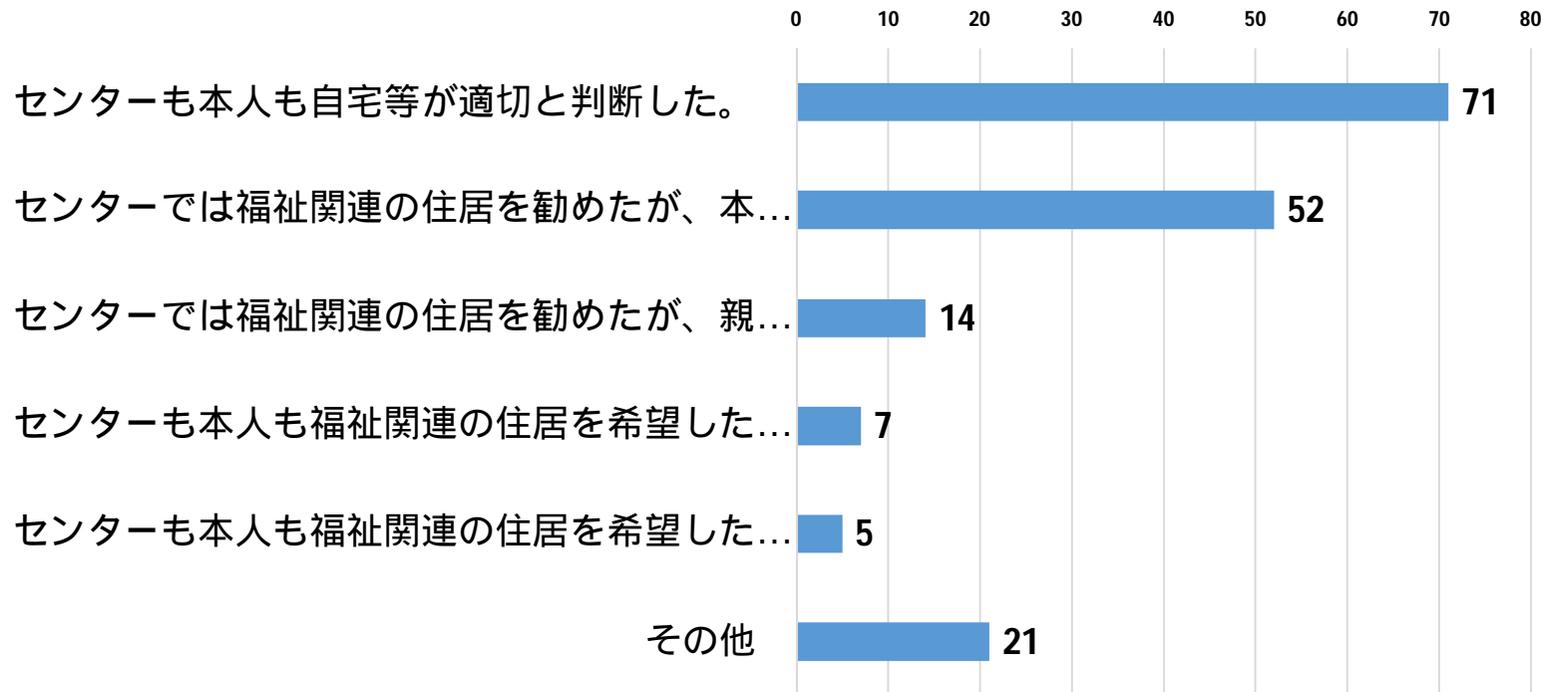
所持手帳は、「療育手帳」が75人で最も多く、次いで「精神保健福祉手帳」が47人であった。「手帳なし」が37人であった。

退所時の年代は、「60歳代」が34人で最も多く、次いで「30歳代」「50歳代」が各33人であった。「80歳代」が2人であった。

### 【文献】

国立のぞみの園「福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者等の地域生活定着のために福祉が矯正施設入所中に行う支援の実態についての調査・研究」報告書,2018.

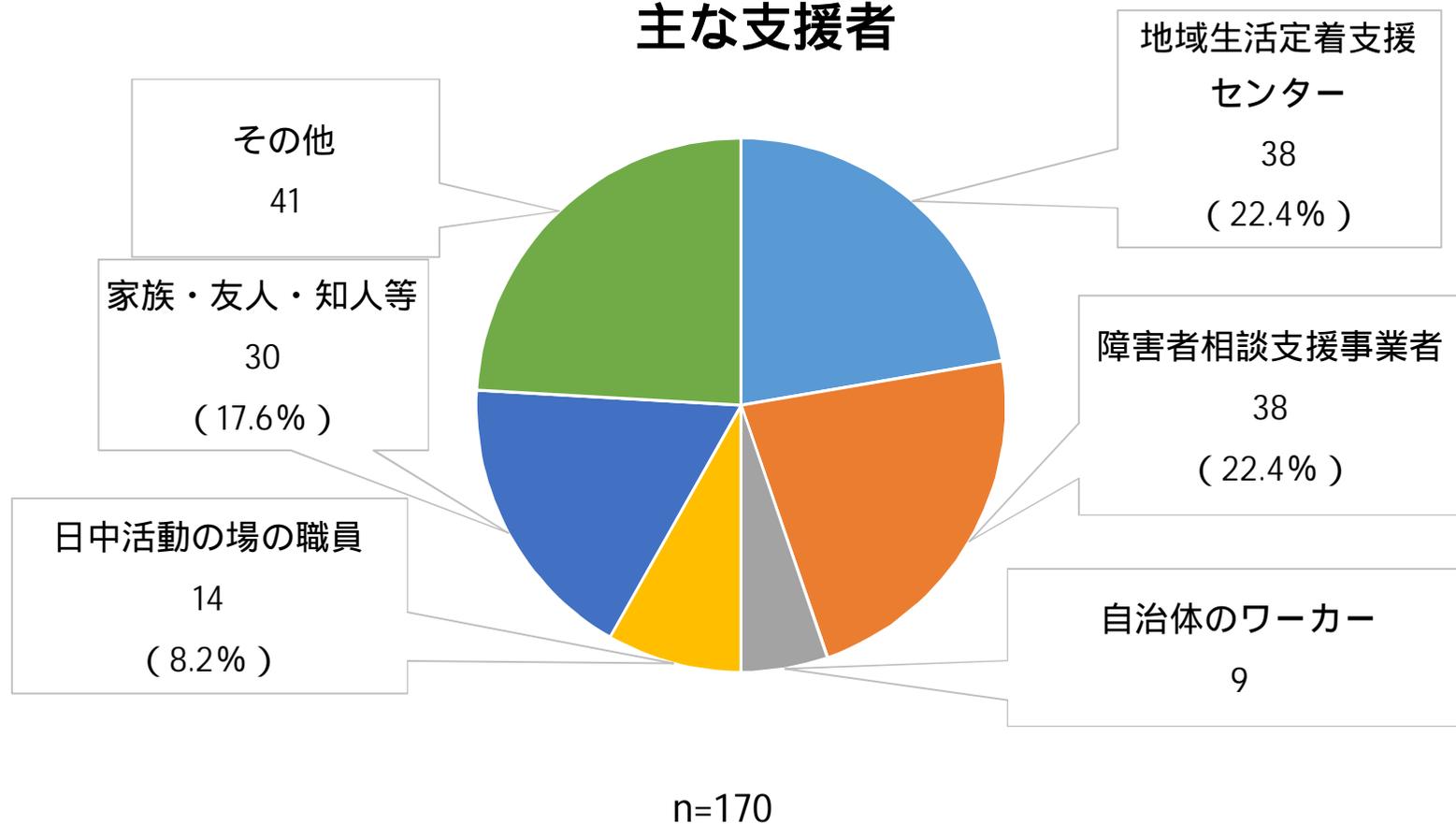
## 自宅等へ帰住の理由



n=170

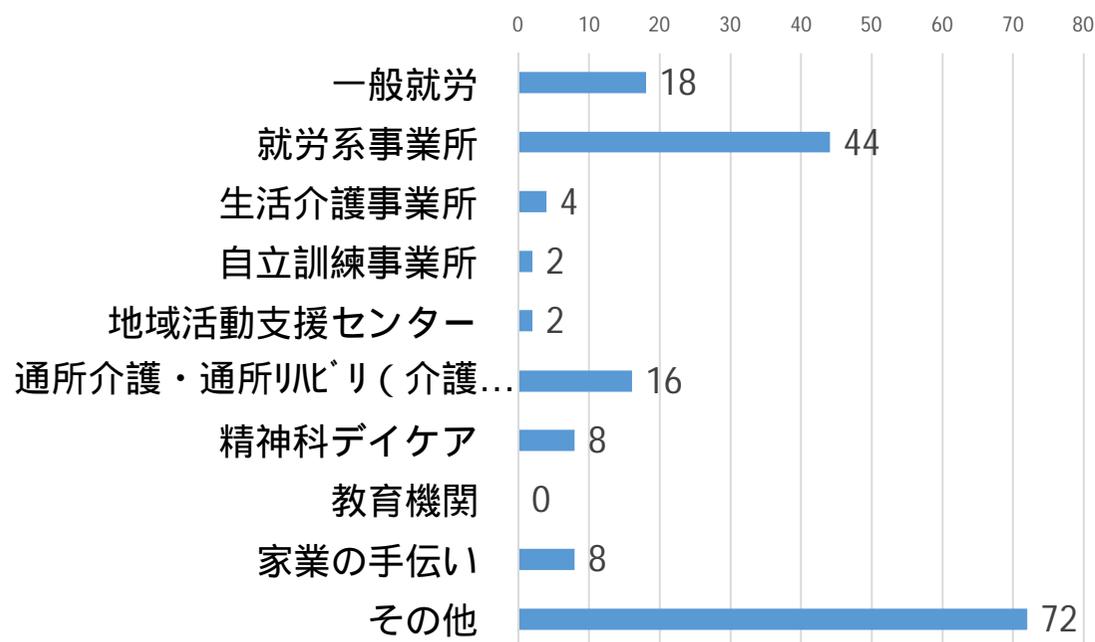
自宅等へ帰住の理由は、「センターも本人も自宅等が適切と判断した」が71人で最も多く、次いで「センターでは福祉関連の住居を勧めたが、本人が自宅等を選択した」が52人であった。

## 主な支援者



主な支援者は、「その他」が41人で最も多く、次いで「地域生活定着支援センター」「障害者相談支援事業者」が各38人であった。

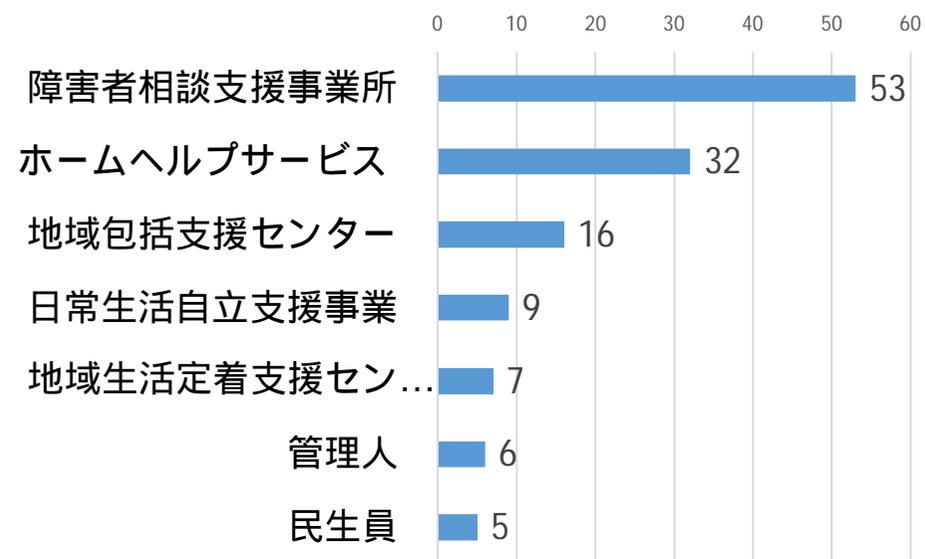
## 主な日中活動の場



その他：無し等34、通院等9、不明16、他13

n=170

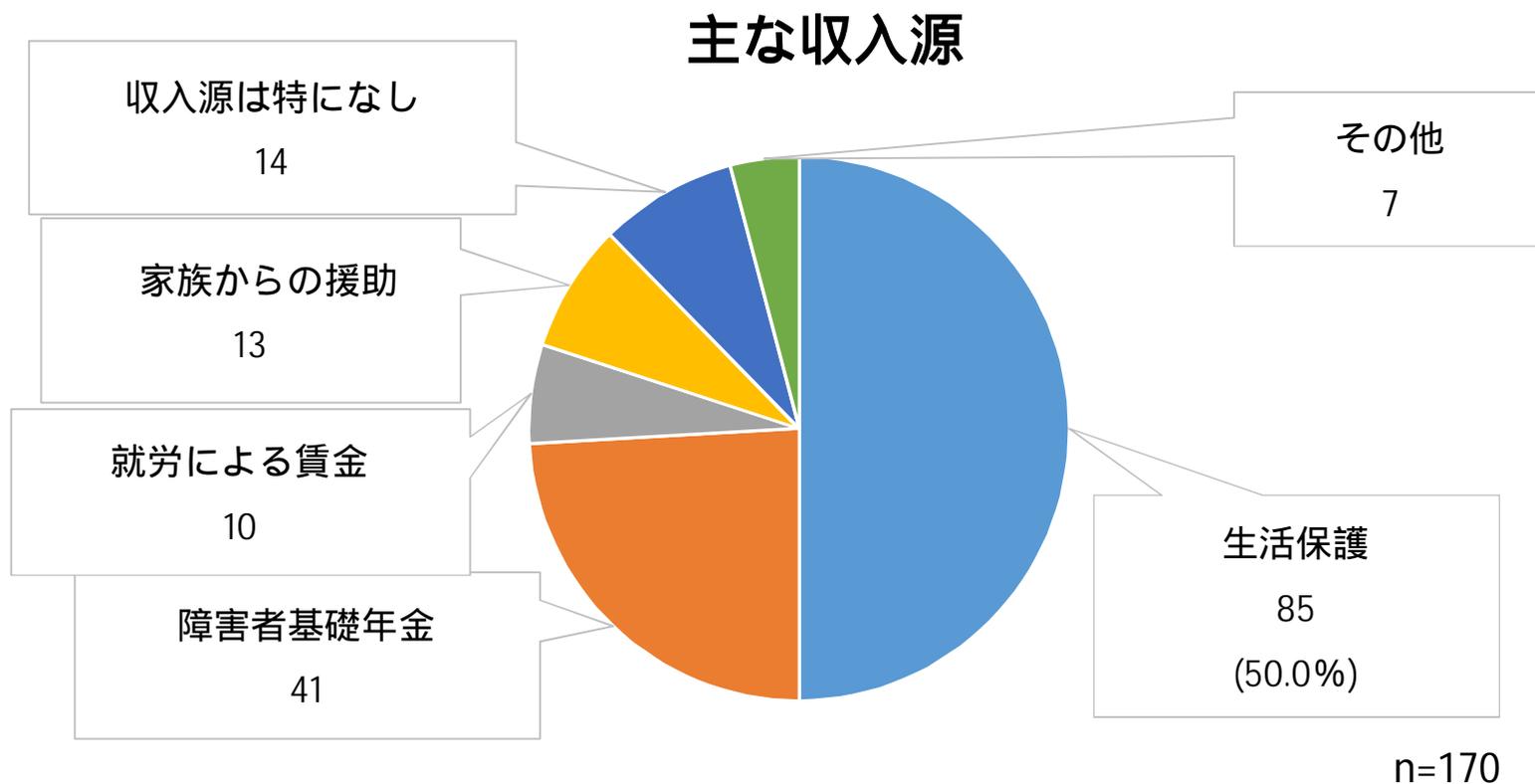
## 日中活動以外の支援



n=170

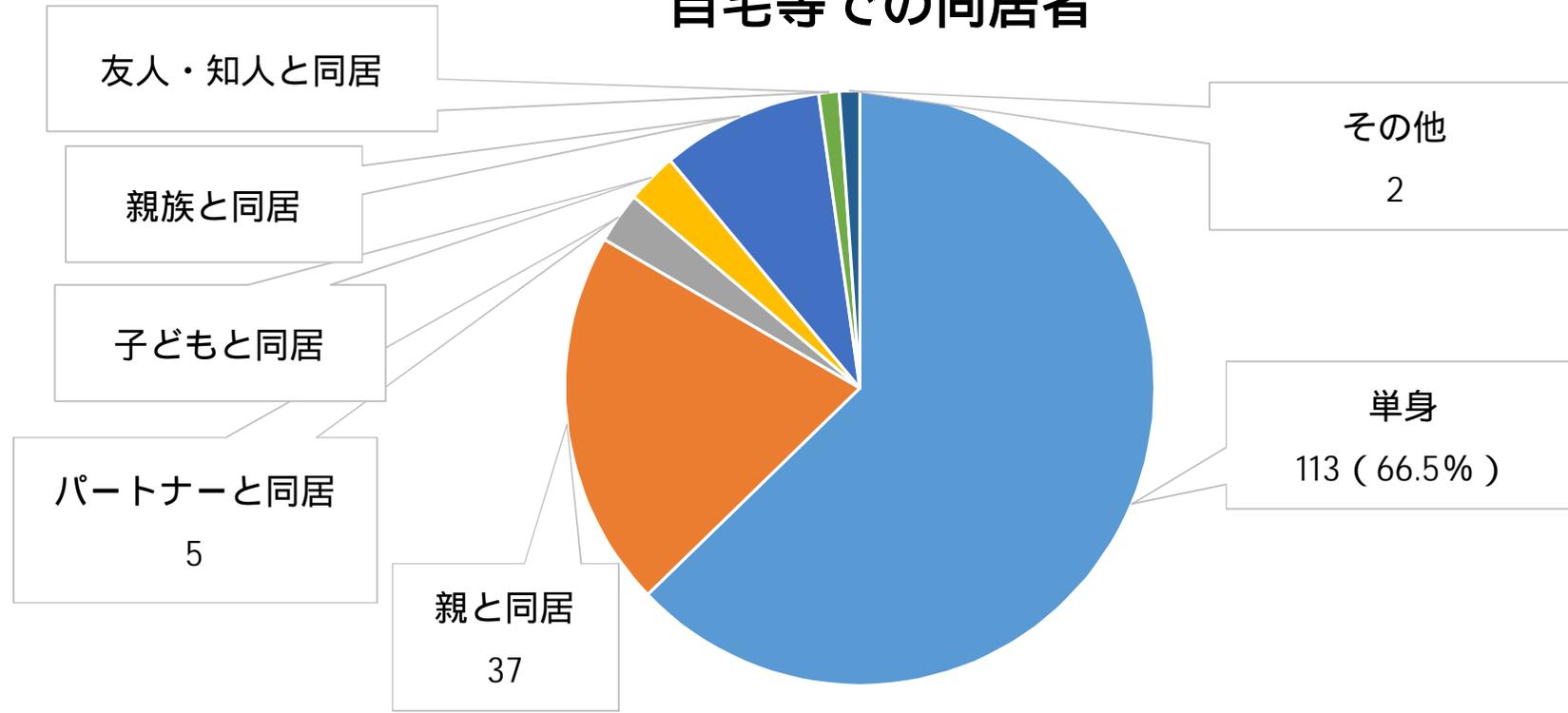
主な日中活動の場は、「その他」が72人で最も多く、次いで「就労系事業所」が44人であった。

日中活動以外の支援は、「障害者相談支援事業所」が53人で最も多く、次いで「ホームヘルプサービス」が32人であった。



主な収入源は、「生活保護」が85人で最も多く、次いで「障害者基礎年金」が41人であった。「収入源は特になし」が14人であった。

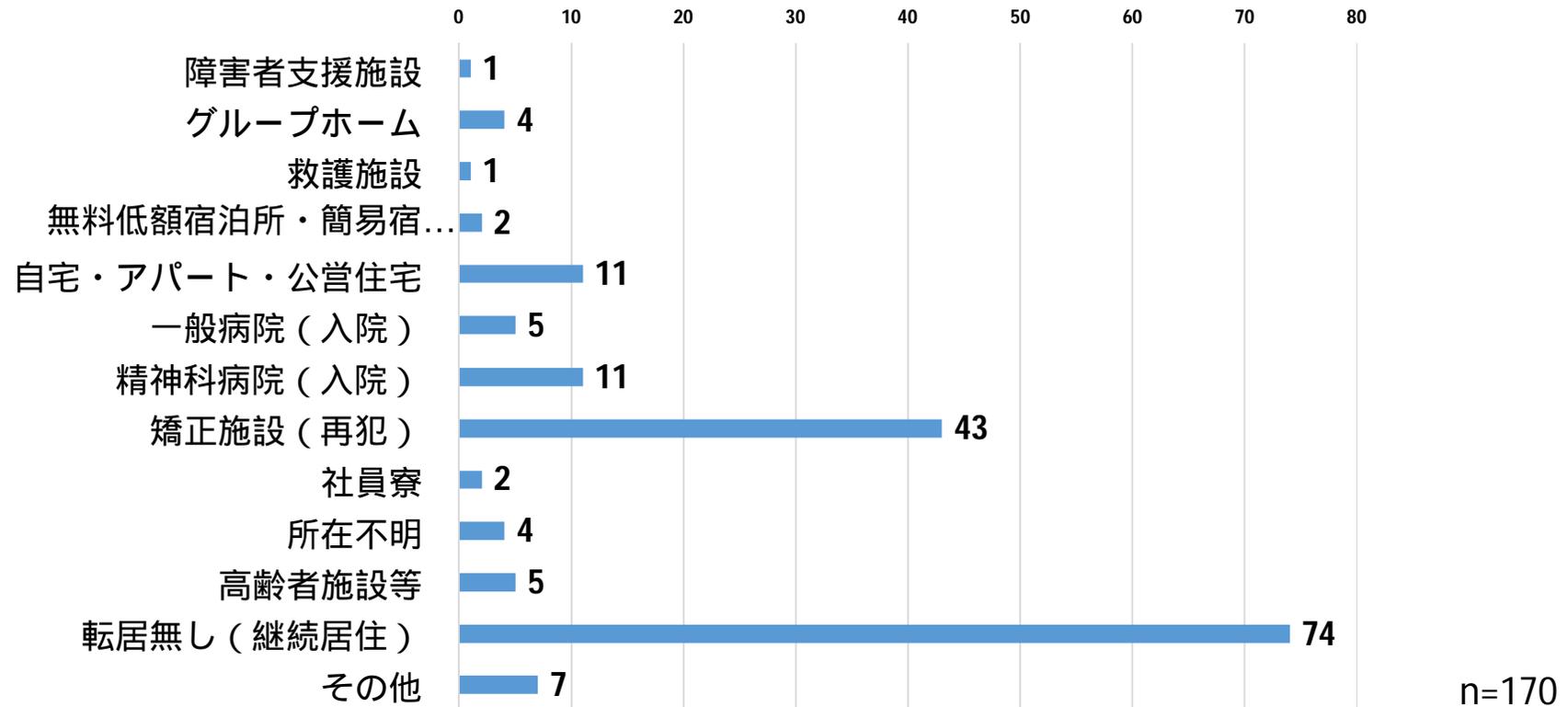
## 自宅等での同居者



n=170

自宅等での同居者は、「単身」が113人で最も多く、次いで「親と同居」が37人であった。

## 自宅等からの転居先



自宅等からの転居先は、「転居無し（継続居住）」が74人で最も多く、次いで「矯正施設（再犯）」が43人であった。

## 5. 入口支援の状況（令和3年度研究結果より）

国立のぞみの園では、令和3年度障害者総合福祉推進事業「地域生活定着支援センターとの連携を中心とした障害者の入口支援を効果的に実施する方法に関する調査研究」において、全国の基幹相談支援センター、地域生活定着支援センターを対象とした調査を行い、入口支援の現状と、基幹相談支援センターと地域生活定着支援センターの連携した支援の実態を把握した。

### 1. 研究の背景

平成28（2016）年に起訴猶予処分予定者等の再犯防止のための社会復帰支援が盛り込まれた再犯防止推進法の制定に伴い、「高齢又は障害のある者等への支援等」に関し、入口支援における地域の関係機関の連携と施策の実施が求められることとなった。令和3（2021）年度からは、刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人等で高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者に対して、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするため、地域生活定着支援センターが支援を行う「被疑者等支援業務」が始まり、入口支援の実践は重要になっている。

一方で、平成26（2014）年に全国の地域生活定着支援センターで入口支援が行われた件数は743件にとどまっていた。また、地域で障害者を支援する役割を担う基幹相談支援センターや地域の相談支援事業所における入口支援の実態は明らかになっていない。

### 2. 研究の目的

本研究は、基幹相談支援センター及び相談支援事業所と地域生活定着支援センターとの入口支援等の現状を明らかにするとともに、協働して入口支援等を行った事例を把握し、連携を中心とした障害者の入口支援等を効果的に実施する方法について検討することを目的とした。

#### 【文献】

国立のぞみの園「地域生活定着支援センターとの連携を中心とした障害者の入口支援を効果的に実施する方法に関する調査研究」報告書,2022.

## 本研究における「入口支援」

本研究において、「入口支援」とは、「矯正施設（刑務所や少年院など）に入所する前の段階で、高齢又は障害のある被疑者等の福祉的支援を必要とする者に対して、検察庁、保護観察所、弁護士等が、関係機関・団体等と連携し、身柄釈放時等に福祉サービス等に橋渡しする取り組み」である。

また、令和3（2021）年4月より、前述した「被疑者等支援業務」が、地域生活定着支援センターの新たな業務として開始した（図2を参照）。

前者は広義の入口支援、後者は狭義の入口支援とも言えるが、本研究では両方を含めた「入口支援」として調査研究を行った。

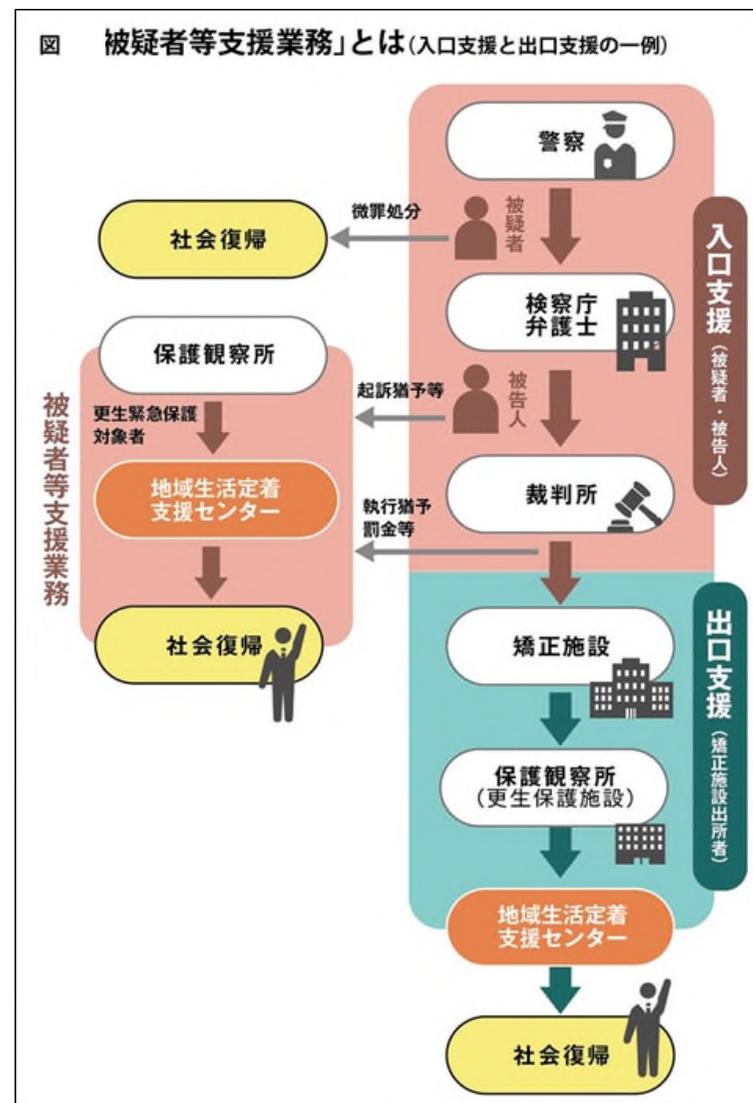


図2 「被疑者等支援業務」とは

(伊豆丸剛史「罪を犯した高齢者・障害者に寄り添う生きづらさを解きほぐす福祉の力」厚生労働,2021より引用)

### 3. 研究の方法

#### 調査1. 基幹相談支援センターの基本情報を収集するためのアンケート調査

対象：全国の市区町村（悉皆1,741自治体）

方法：E-mailによる質問紙調査

内容：所管する自治体で指定を受けている基幹相談支援センターの事業所名、運営主体名、郵便番号、住所、電話番号、E-mailアドレスなど

実施期間：令和3（2021）年8月12日～8月31日

#### 調査2. 地域生活定着支援センターの入口支援に関する実態把握のためのアンケート調査

対象：全国の地域生活定着支援センター（悉皆48カ所）

方法：郵送による質問紙調査

内容：入口支援の件数、地域の関係機関と連携して行った入口支援の件数と実施状況、入口支援に関する課題など

実施期間：令和3（2021）年10月18日～11月19日

#### 調査3. 基幹相談支援センターの入口支援に関する実態把握のためのアンケート調査

対象：調査1により情報を得た全国の基幹相談支援センター

方法：郵送による質問紙調査

内容：入口支援の件数、地域の関係機関と連携して行った入口支援の件数と実施状況、入口支援に関する課題など

実施期間：令和3（2021）年10月18日～11月19日

#### 調査4. 地域生活定着支援センターの入口支援に関する事例や具体的な取り組み等を把握するためのヒアリング調査

対象：調査2により情報を得た全国の地域生活定着支援センター

方法：オンライン及び電話でのインタビューによる調査

内容：入口支援の事例、関係機関との連携の状況、必要なスキル、今後の課題など

実施期間：令和4（2022）年1月6日～令和4年3月20日

#### 調査5. 基幹相談支援センターの入口支援に関する事例や具体的な取り組み等を把握するためのヒアリング調査

対象：調査3により情報を得た基幹相談支援センター

方法：オンライン及び電話でのインタビューによる調査

内容：入口支援の事例、関係機関との連携の状況、必要なスキル、今後の課題など

実施期間：令和4（2022）年1月6日～令和4年3月20日

なお、調査の手続きについては、国立のぞみの園調査研究倫理審査委員会で承認を得た。（承認番号03-1-03）

## 4 . 研究の結果

### 地域生活定着支援センター / 基幹相談支援センターにおける入口支援の現状 (調査2, 3 アンケート調査より)

アンケートの回収状況

【地域生活定着支援センター】

・地域生活定着支援センター48カ所のうち、34カ所から回答を得た。(回収率70.8%)

【基幹相談支援センター】

・調査1で把握した基幹相談支援センター528カ所のうち、300カ所から回答を得た(回収率56.8%)

- 数値はすべて令和3(2021)年9月末日時点のものである。
- データは、被疑者等支援業務が開始する以前の令和2(2020)年度の1年間と、開始した以降の令和3(2021)年4月～9月の6ヶ月間、それぞれについての数値を把握した。

## 人口支援の実施

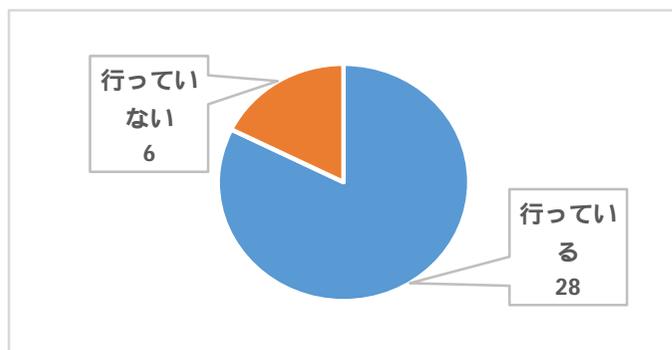


図3 地域生活定着支援センターでの人口支援の実施の有無 (n=34)

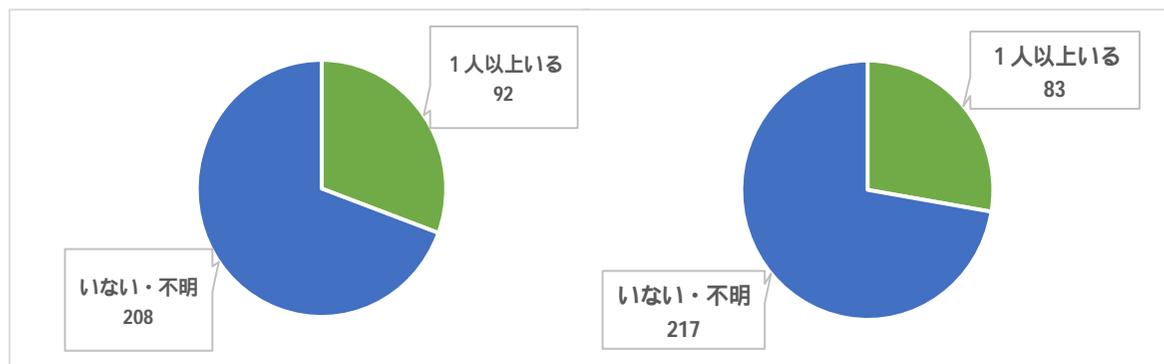


図4 基幹相談支援センターで、犯罪(非行)行為で逮捕されたことにより検察や弁護士などから新規で相談を受けて支援を行った利用者の有無 (n=300)

### 【地域生活定着支援センター】

- 回答があった34カ所のうち、人口支援を行っているセンターは28カ所 (82.4%) であり、6カ所 (17.6%) は行っていなかった。(図3)

### 【基幹相談支援センター】

- 回答があった300カ所のうち、犯罪(非行)行為で逮捕されたことにより検察や弁護士などから新規で相談を受けて支援を行った利用者のあるセンターは、令和2 (2020) 年度は92カ所 (30.7%)、令和3 (2021) 年4～9月は83カ所 (27.7%) で、いずれも全体の約3割程度であった。(図4)

## ②利用者の障害種別

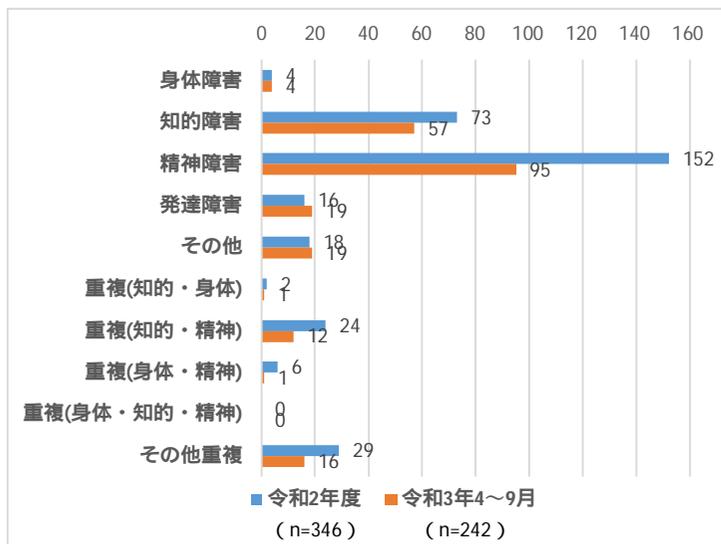


図5 地域生活定着支援センターが行う入口支援の利用者の障害種別

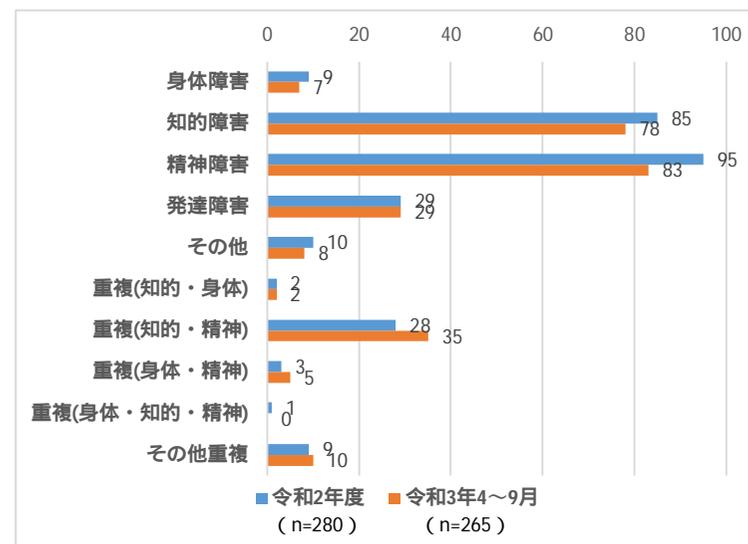


図6 基幹相談支援センターが行う入口支援の利用者の障害種別

### 【地域生活定着支援センター】

- 令和2（2020）年度に入口支援を行った利用者の障害種別は、精神障害が152人（43.9%）、知的障害が73人（21.1%）、発達障害が16人（4.6%）、身体障害が4人（1.2%）であった。
- 令和3（2021）年4～9月に入口支援を行った利用者の障害種別は、精神障害が95人（39.3%）、知的障害が57人（23.6%）、発達障害が19人（7.9%）、身体障害が4人（1.7%）であった（図5）

### 【基幹相談支援センター】

- 令和2（2020）年度に入口支援を行った利用者の障害種別は、精神障害が95人（33.9%）、知的障害が85人（30.4%）、発達障害が29人（10.4%）、身体障害が9人（3.2%）であった。
- 令和3（2021）年4～9月に入口支援を行った利用者の障害種別は、精神障害が83人（31.3%）、知的障害が78人（29.4%）、発達障害が29人（10.9%）、身体障害が7人（2.6%）であった。（図6）

## 相談の依頼元

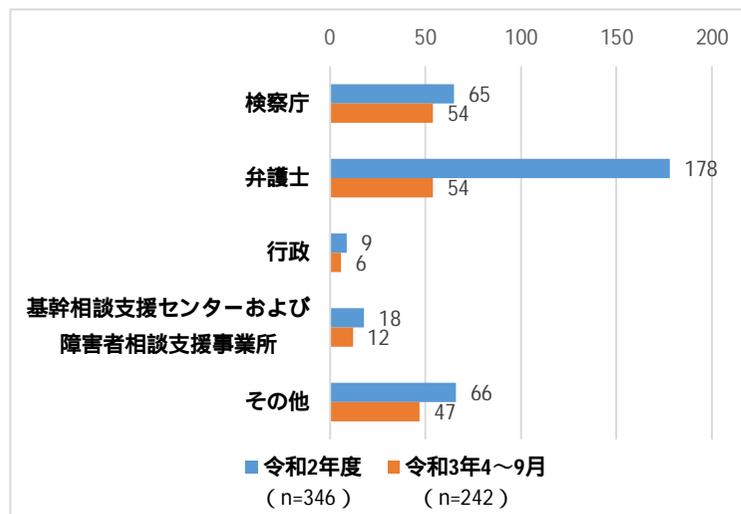


図7 地域生活定着支援センターが行う入口支援の相談の依頼元

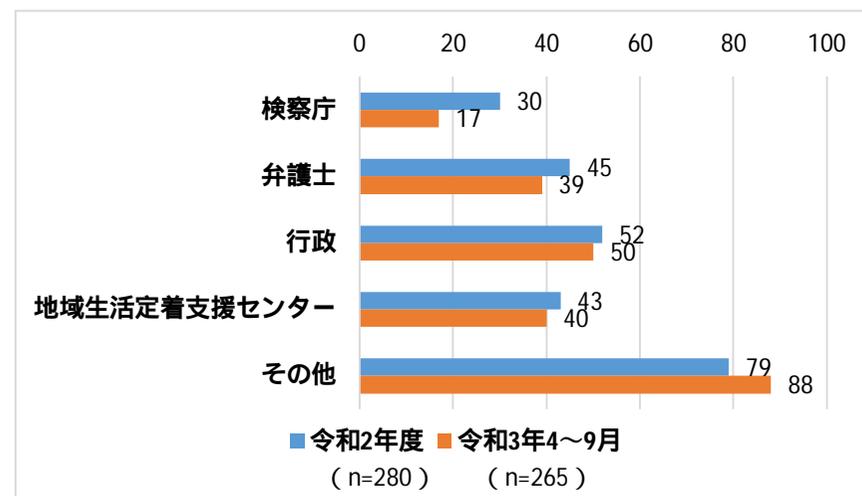


図8 基幹相談支援センターが行う入口支援の相談の依頼元

### 【地域生活定着支援センター】

- 令和2（2020）年度に入口支援を行った利用者の相談の依頼元は、弁護士が178人（51.4%）、その他が66人（19.1%）、検察庁が65人（18.8%）、基幹相談支援センターが18人（5.2%）であった。その他の回答では、「保護観察所」「障害者福祉施設」「本人」「警察」などがあつた。
- 令和3（2021）年4～9月に入口支援を行った利用者の相談の依頼元は、弁護士と検察庁が54人（22.3%）、その他が47人（19.4%）、基幹相談支援センターが12人（5.0%）であった。その他の回答では、「保護観察所」「家族・親族・成年後見人」が多かつた。（図7）

### 【基幹相談支援センター】

- 令和2（2020）年度に入口支援を行った利用者の相談の依頼元は、その他が79人（28.2%）で、行政が52人（18.6%）、弁護士が45人（16.1%）、地域生活定着支援センターが43人（15.4%）であった。その他の回答では、「保護観察所」「家族・親族・成年後見人」「警察」「相談支援事業所」などがあつた。
- 令和3（2021）年4～9月に入口支援を行った利用者の相談の依頼元は、その他が88人（33.2%）で、行政が50人（18.9%）、地域生活定着支援センターが40人（15.1%）、弁護士が39人（14.7%）であった。その他の回答では、「保護観察所」「家族・親族・成年後見人」「相談支援事業所」などがあつた。（図8）

## 連携した地域の関係機関

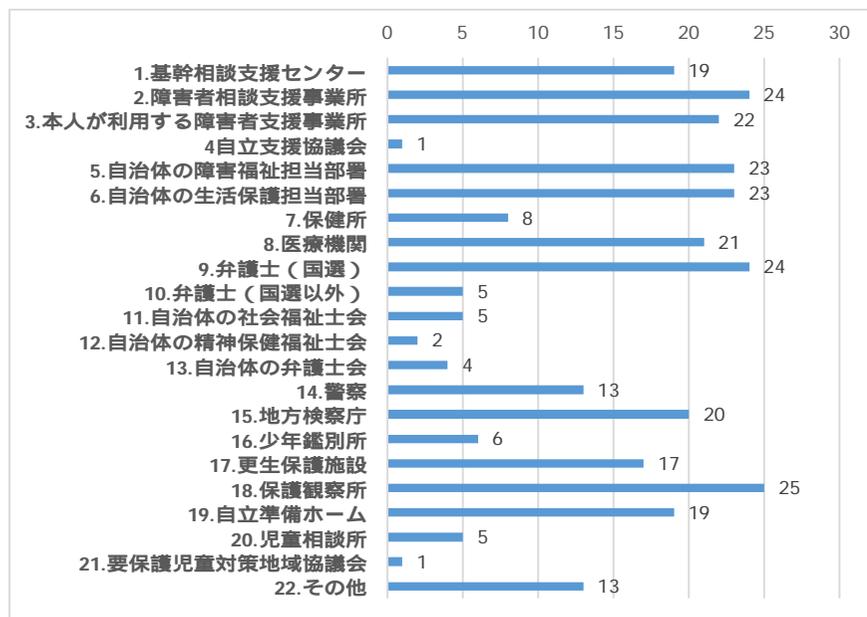


図9 地域生活定着支援センターが入口支援で連携した地域の関係機関（n=28）

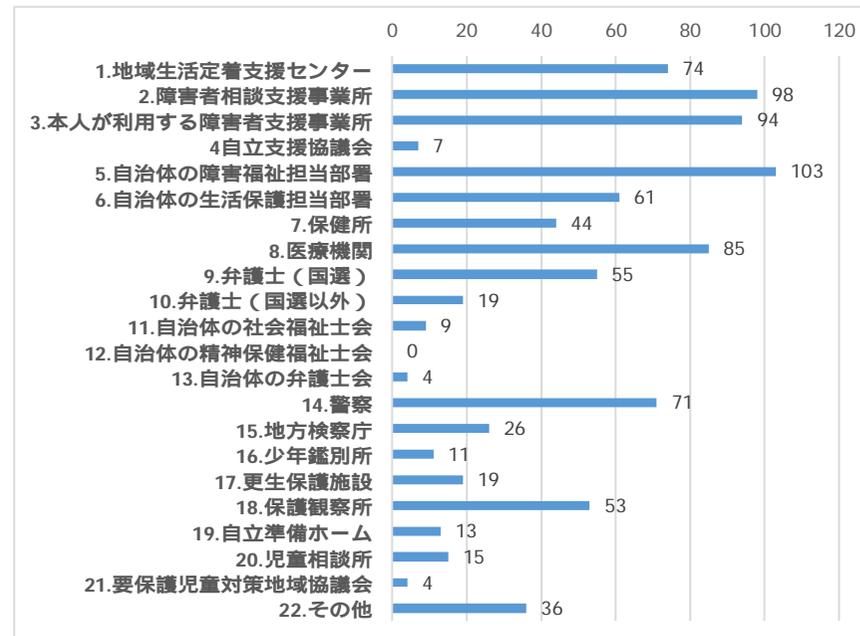


図10 基幹相談支援センターが入口支援で連携した地域の関係機関（n=153）

### 【地域生活定着支援センター】

- 入口支援を行っているという回答があった28カ所のうち、令和2（2020）年度、令和3年4～9月両方を含めて、入口支援に関して連携した地域の関係機関は、「保護観察所」が25カ所、「障害者相談支援事業所」「弁護士（国選）」が24カ所、「自治体の障害福祉担当部署」「自治体の生活保護担当部署」が23カ所で、「基幹相談支援センター」は19カ所であった。（図9）

### 【基幹相談支援センター】

- 入口支援を行っているという回答があった153カ所のうち、令和2（2020）年度、令和3（2021）年4～9月両方を含めて、入口支援に関して連携した地域の関係機関は、「自治体の障害福祉担当課」が103カ所で、「障害者相談支援事業所」が98カ所、「本人が利用する障害者支援事業所」が94カ所、「医療機関」が85カ所、「地域生活定着支援センター」が74カ所、「警察」が71カ所であった。（図10）

## 6 . 基幹相談支援センターと地域生活定着支援センターの連携について

入口支援の研究等から見えた、基幹相談支援センター（相談支援事業所）と地域生活定着支援センターの円滑な連携のためのポイントをまとめた。

### 1 . 基幹相談支援センターと地域生活定着支援センターの連携した支援の現状 地域生活定着支援センターより

#### ■基幹相談支援センター（相談支援事業所）との連携について

##### ●支援がうまくいった事例

- ・ 相談支援事業所が役割を理解しており、地域生活定着支援センターとの報告・連絡・相談が密にできていた。
- ・ 相談支援専門員等の担当者の熱意・意欲が高く、基幹相談支援センター、相談支援事業所、地域の関係機関の理解があった。

##### ●支援がうまくいかなかった事例

- ・ 全て地域生活定着支援センターでの調整に任せられ、相談支援は計画相談のみの関わりとなっていた。
- ・ 役割の押しつけ合いによって連携のチームが作れない時があった。
- ・ 非行・犯罪行為をした障害者が対象の場合、そもそも相談支援を引き受けてもらえない場合があった。

## 基幹相談支援センターより

### ■地域生活定着支援センターとの連携について

#### ●支援がうまくいった事例

- ・ 矯正施設出所前に本人との面談を地域生活定着支援センターが調整してくれたため、出所後の福祉サービス等の見立てをしやすかった。
- ・ 定期的開催される支援会議に地域生活定着支援センターが参加しており、普段から顔の見える関係ができていた。
- ・ 役割分担、特に司法(弁護士、保護観察所、矯正施設)との橋渡しをしてもらえることで、共有・連携が図りやすかった。

#### ●支援がうまくいかなかった事例

- ・ 地域生活定着支援センターとの役割分担がうまくいかなかった。お互いの仕事の範囲がわかっていなかった。
- ・ 司法からの連絡や連携がうまくいかず情報も開示されないため、その後の支援の手立てが途切れてしまった。
- ・ 地域生活定着支援センターと支援の方向性の違いが生じることがあり、意見のくい違いが発生することがあった。

## 2. 連携を効果的に行うためのポイント

基幹相談支援センターと地域生活定着支援センターが地域において連携を効果的に行うために重要なポイント

役割分担と情報共有

顔の見える関係づくり

「非行・犯罪行為をした障害者」に対する考え方

### 役割と情報共有

- ・ 基幹相談支援センター（相談支援）と地域生活定着支援センターとの連携が十分に行われていないケースでは、役割の押し付け合いや、情報収集（アセスメント）が十分にされていない状態で支援を依頼されるといった現状があり、役割分担と情報共有を円滑に行うことが重要であると考えられた。
- ・ そのために、基幹相談支援センターと地域生活定着支援センターの役割や機能を整理し、互いの強みを活かすための役割分担を行うことが必要である。
- ・ ただし、あまりに役割に固執すると、かえって関係が遮断されることも考えられる。ヒアリング調査において、「困っている地域住民を支援するために一緒に考えていく姿勢が重要である」という意見があり、その上で機関の強みを活かした役割の整理が大切である。
- ・ 地域によって社会資源の状況は異なるため、地域の状況を踏まえた基幹相談支援センター、地域生活定着支援センターを中心とした関係機関の役割の確認が重要である。

## 基幹相談支援センターが地域生活定着支援センターと連携した事例

- ◆ 支援開始当初から密に地域生活定着支援センターと連絡を取り合い、情報共有をしっかりと行った。本人の些細な変化に気づくことができ、本人の心の揺れを最小限に抑えることができた。それぞれの役割分担もしっかり行い、必要な支援につなげていくことができた。
- ◆ 更生保護施設退所後の行き先を探すことから依頼を受け、地域生活定着支援センターと連携して対応した。障害者支援施設にいったん入所し、その後地域のアパートへ移行した。移行後も、入所施設は薬の管理、日中活動は就労継続支援B型、金銭管理は役所の生活保護担当課と社会福祉協議会、相談支援は基幹相談支援センターと特定相談が担当した。多くの機関が関わり、現在も地域での生活が続けられている。
- ◆ 刑務所出所後帰住先のない障害者の支援についての相談を地域生活定着支援センターから受け、グループホームへの入所支援を行った。グループホームとの調整にあたり対象者に関する詳細な情報提供を入念に行ったことと、自治体・地域生活定着支援センター等の関係機関が今後のバックアップを行うことを伝え、不安感を払拭してもらうことで入所することができた。

## 顔の見える関係づくり

---

- ・ 基幹相談支援センター、地域生活定着支援センターから地域の相談支援事業所、受け入れ先の事業所などに対して支援を依頼した際に、「支援が難しい」「他の利用者への影響が出るため受け入れできない」などの理由により依頼を断られるケースが複数確認できた。非行・犯罪行為をした障害者への支援に対しての敷居の高さや不安を感じている事業所が多いことがうかがえた。
- ・ 事業所の不安を解消し、地域での受け入れを促進させるには、事業所に対する啓発活動と同時に、不安のある事業所に対する顔の見える相談体制及びフォロー体制の構築も重要と考えられた。
- ・ 地域において、基幹相談支援センター、相談支援事業所と地域生活定着支援センターとの顔が見える関係づくりの場として、自立支援協議会の活用が有効であることが確認できた。自立支援協議会での部会設置などにより、定期的な交流と情報共有の機会をつくることが重要である。その際、行政機関も含めて、地域の課題として取り組むための仕組みをつくっていくことが重要であると考えられた。
- ・ 地域の仕組みづくりに関しては、地域生活定着支援センターは都道府県に1カ所の設置であることから、市区町村だけではなく、都道府県、圏域といった広域での取り組みも重要である。

## 顔の見える関係づくりの事例

- ◆ 自立支援協議会において、非行・犯罪行為をした障害者への支援に関する研修会を開催している。あわせて、協議会のなかで部会を6つ、特別部会を3つ設置し、毎月1回「司法と福祉の連携部会」を行っている。刑務所の社会福祉士や地域生活定着支援センター、弁護士会、保護観察官、医療機関などの関係機関が参加している。
- ◆ 日頃より地域生活定着支援センターの方と研修等で顔の見える関係ができているため、相談につながるまでスムーズであった。

## 「非行・犯罪行為をした障害者」に対する考え方

---

- ・ 支援対象者の福祉サービス調整時に非行・犯罪行為を理由に支援を断られる事例があることがわかった。
- ・ 一方で、非行・犯罪行為を理由として断られることはほぼなく、他の相談ケース（あるいは困難ケースの一種）と同様にとらえて支援に取り組んでいる事例もあることがわかった。
- ・ 非行・犯罪行為にとらわれ過ぎずに支援がなされているケースでは、支援対象者を「非行・犯罪行為をした人」として捉えるのではなく「多様で複雑化した支援ニーズのある人」として捉え、他の相談ケースと同様に、権利保障、生きづらさの理解と解消を目指す視点が見られた。
- ・ そもそも「入口支援」「罪を犯した人への支援」といった特別な視点ではなく、対象者の権利を守る、障害ある人たちの生きづらさを理解する、一人の地域住民としてとらえて関係者同士で支えあう、といった基本的な考え方、理念が重要であると考えられた。
- ・ そのため、非行・犯罪行為を含め、「多様で複雑化した支援ニーズのある人」に対する相談支援を行う上での基本的な視点を備えるための学習や研修の機会（たとえば相談支援従事者専門コース別研修など）をつくることが重要であると考えられた。
- ・ 基幹相談支援センター、地域生活定着支援センター、行政機関など、いずれも人事異動などで支援者（職員）の入れ替わりが想定されるため、支援の質の維持向上のために学習や研修の機会が定期的に行われることが重要である。

## 基幹相談支援センターが非行・犯罪行為をした障害者の支援を行う上での事例

- ◆ 地域生活定着支援センターからはかなり強力なサポートを受けている。生活を支え、再犯から守るためには大きなチームが必要だが、地域生活定着支援センターが入ることで強力な支援チームとなると感じる。
- ◆ 基幹相談支援センターは利用者の特性や状態、犯罪行為歴を含めたそれまでの生活経験にかかわらず、障害があって支援ニーズを有する地域住民に対するソーシャルワーク実践を行うことが役割である。ソーシャルワークを行う上で、必要なアプローチを展開していくが、連携機関によっては、求められる情報や定着側から求めるものと差異が生じてしまう可能性も考えられる。互いの目的を明確にしていく必要があるため、コミュニケーションを通じた相互の理解が必要と考えられる。

## 7. まとめ

---

- 基幹相談支援センター、地域生活定着支援センターは、いずれも支援が困難とされるケースや高齢分野、児童分野を横断したケースなどを重点的に支援する重要な役割を果たしており、今後の体制の整備と拡充が必要と考えられる。特に、地域の課題を地域の力によって対応していく観点で、地域生活支援拠点の推進とあわせて検討を行っていくことが重要であると考えられた。
- 基幹相談支援センター、地域生活定着支援センターいずれも連携して支援を行っていくことの重要さとあわせて、基本的な理念やソーシャルワーク実践が重要であるということが確認できた。
- 「非行・犯罪行為をした障害者」は「多様で複雑化した支援ニーズのある人」であり、犯罪行為に至ることを未然に防ぐための予防的なアプローチが重要である。
- 地域で課題を潜在的に抱えていながら福祉の支援につながない者などを把握し、必要な支援につなぐためのアウトリーチを行っていくための地域の支援体制をつくっていくことが今後重要である。

## 文献

- 1) 一般社団法人全国地域生活定着支援センター協議会「地域生活定着支援センターガイドブック 令和2年度版」
- 2) 厚生労働省「高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者等の地域生活定着支援（地域生活定着促進事業）」
- 3) 岡山県社会福祉協議会「地域福祉について 地域生活定着支援センター」
- 4) 国立のぞみの園「平成29年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金社会福祉推進事業 福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者等の地域生活を継続するための支援についての調査」報告書（2018）
- 5) 国立のぞみの園「令和3年度障害者総合福祉推進事業 地域生活定着支援センターとの連携を中心とした障害者の入口支援を効果的に実施する方法に関する調査研究」報告書（2022）
- 6) 厚生労働省「地域生活定着促進事業の概要」（2021）
- 7) 佐藤一「累犯障害者をどう支える:制度発足から6年, 見えてきた課題とは」月刊保団連, 1199, 37-42（2015）
- 8) 古屋和彦, 関口清美, 水藤昌彦, 脇中洋, 相馬大祐「矯正施設を退所し自宅等で地域生活をしている知的障害者等の生活実態調査－全国地域生活定着支援センターに対するアンケート調査から－」国立のぞみの園研究紀要 第11号, 104-123（2018）
- 9) 伊豆丸剛史「罪を犯した高齢者・障害者に寄り添う 生きづらさを解きほぐす福祉の力」厚生労働（2021）
- 10) 厚生労働省「障害者相談支援事業の実施状況等の調査結果について」（2022）